

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市所在のC会社B工場において、昭和〇年から昭和〇年までの約14年間、石綿セメント高压管の製造作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、呼吸困難を訴えて、D病院に受診し、胸部X線及び胸部CTの撮影を行い、その後、同年〇月〇日にB市による石綿の健康調査における読影会において、同X線写真・CT画像について専門医による読影を行った結果、「両側胸膜プラーク、両側胸膜腫瘍疑い」の所見が認められ、同月〇日付けでB市長から医療機関を受診するようにとの通知がなされた。被災者は、精密検査を行うため同年〇月〇日にE病院に受診する予約していたところ、同月〇日、自宅において倒れているのを発見され、D病院に救急搬送されたものの、死亡が確認された。なお、死体検案書には、死亡したとき「同日午前3時頃（推定）」、直接死因「急性心臓死」、その原因「狭心症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、剖検報告書で、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、アスベスト小体が認められており、また、呼吸不全も相まって状態が悪化したとされていることから、肺機能検査はされていないものの著しい肺機能障害の状態であったことは明らかであり、被災者の死亡は石綿肺及びびまん性胸膜肥厚と因果関係がある旨主張しているため、以下検討する。

(2) 上記1で引用した「判断の要件」に照らし、被災者が石綿肺又はびまん性胸膜肥厚であったか否かについてみると、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)ア及びイに説示するとおり、被災者は、著しい呼吸機能障害を呈する状態であったと認めることは困難であり、石綿認定基準に定める石綿肺又はびまん性胸膜肥厚の認定の要件には該当しないものと判断する。

(3) 被災者の死亡原因については、死体検案書によれば、直接死因「急性心臓死」、その原因「狭心症」と記載されており、また、剖検報告書でも、本症例は陳旧性心筋梗塞、救心性心肥大、2次性肺高血圧症など循環動態が不安定な状態であったことが考えられ、また、心筋梗塞発症後1-2週間程度の組織所見が認められ、肺うっ血水腫や心不全細胞も出現していることから、心筋梗塞による循環動態悪化が直接死因と考えられた旨の所見が述べられており、さらに、E

医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死後解剖で発症後1－2週間経過と推定される急性心筋梗塞病巣が認められ、陳旧性心筋梗塞病巣と相まって、循環動態が不安定となり死に至ったものと考えられる、このことは解剖で肺うっ血・水腫の所見が認められたことから支持される。局限性の気管支肺炎の病理診断は肺病変の死亡への寄与を示唆する程度のものではない。」旨の意見を述べている。

以上のことから、当審査会としては、被災者は、陳旧性心筋梗塞病巣と相まって、循環動態が不安定となり死に至ったものである旨のE医師の所見は妥当であり、石綿ばく露との因果関係は認められず、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(4) なお、請求人らの主張について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。